

京都市学校歴史博物館観覧料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 129 号

京都市学校歴史博物館観覧料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則

京都市学校歴史博物館観覧料の徴収等に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第1号中「又は児童福祉施設」を  
「その他の施設」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(学校歴史博物館事業課)